

酒田市建築物耐震改修促進計画

酒 田 市

平成20年3月

〔 平成28年3月改定
令和2年1月一部改定 〕

目 次

はじめに	・ ・ ・ ・ ・ 2
酒田市建築物耐震改修促進計画	
1 目 的	・ ・ ・ ・ ・ 3
2 計画の位置づけ	・ ・ ・ ・ ・ 3
(1) 計画の位置づけ	
(2) 計画期間	
3 建築物の耐震診断・耐震改修の実施に関する目標	・ ・ ・ ・ ・ 3
(1) 想定される地震の規模、被害状況	
(2) 耐震化の現状	
(3) 耐震改修等による用途別耐震化率目標の設定	
(4) 市有施設の耐震診断情報等の公表	
4 建築物の耐震診断・耐震改修の促進を図るための施策	・ ・ ・ ・ 10
(1) 基本的な取組方針	
(2) 促進を図る市の支援策	
(3) 地震時の通行を確保する道路	
(4) 地震時にブロック塀等の倒壊から市民の安全を確保する避難路及び避難地	
5 建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発等	・ ・ ・ ・ 11
(1) 地震ハザードマップの活用	
(2) 相談体制整備・情報提供の充実	
(3) パンフレット作成・講習会開催	
(4) 家具転倒防止策	
(5) 自主防災会等との連携	
(6) 出前講座の活用	
6 建築基準法所管行政庁との連携	・ ・ ・ ・ 12
指導・助言、指示、公表の実施	
7 その他関連施策の推進	・ ・ ・ ・ 12
山形県住宅・建築物地震対策推進協議会	

はじめに

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災は、地震により6,400余名の尊い犠牲者と約24万棟に及ぶ住宅家屋の全半壊等甚大な被害で、戦後最大の被災となった。地震による直接的な死者数は5,502人で、この約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。

このため、国は阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて「建築物の耐震改修の促進に関する法律」を制定し、建築物の耐震化に取り組んできた。

また、平成15年7月の宮城県北部連続地震、平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震など大地震が頻発しており、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にある。そして平成23年3月の東日本大震災においては、津波被害も加わり死者・行方不明者2万人以上、全壊12万棟以上、半壊27万棟以上の大災害も発生している。

一方庄内では、平成14年に国の地震調査研究本部地震調査委員会により「庄内平野東縁断層帯の評価」が発表され、阪神・淡路大震災のマグニチュード7.3を上回るマグニチュード7.5クラスの大規模地震が、今後30年以内にほぼ0～6%の確率で発生する可能性が指摘されている。

こうした状況の中、今後の大地震に対する備えとして、昭和56年以前に建設された住宅・建築物の耐震化を促進するため、市内の住宅・建築物の耐震性向上に関する総合的な施策の基本となる「酒田市建築物耐震改修促進計画」を定めるものである。

1 目 的

「酒田市建築物耐震改修促進計画」（以下「市促進計画」という。）は、市民の人命や財産を保護するため、地震による建築物の倒壊等の被害を最小限に抑え、既存建築物等の耐震性向上策として、国、県及び市が連携しつつ耐震診断、耐震改修、建替え等を総合的かつ計画的に促進するための基本的な枠組みを定めることを目的とする。

2 計画の位置づけ

（1）計画の位置づけ

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）に基づき策定する本計画は、「酒田市地域防災計画（震災対策編）」を上位計画として、既存建築物の耐震改修に関する施策の基本的な方向性を示す計画である。

① 耐震改修促進計画の位置づけ

（法律）災害対策基本法、建築基準法、建築物の耐震改修の促進に関する法律

（国）防災基本計画

（県）山形県地域防災計画（震災対策編）

山形県建築物耐震改修促進計画（以下「県促進計画」という。）

山形県公共施設等耐震化基本指針

（市）酒田市地域防災計画（震災対策編）

② 県促進計画と市促進計画の対象区分

劇場、集会場、百貨店、事務所等多数の者が利用する特定建築物等の耐震改修は、所管行政庁の県が策定した県促進計画により、耐震改修の促進を図る。

市は、戸建て木造住宅を中心とする耐震改修促進計画を策定し、耐震改修の促進を図る。

（2）計画期間

計画期間は、平成19年度から平成32年度までの14年とする。なお、定期的に点検、検証を行うものとし、必要に応じて本計画を見直すものとする。

3 建築物の耐震診断・耐震改修の実施に関する目標

（1）想定される地震の規模、被害状況

市内においては、庄内平野東縁断層帯が存在し、阪神・淡路大震災を上回るマグニチュード7.5クラスの大規模地震が発生する可能性が指摘されている。（表-1）

（表-1） 想定地震の長期評価

断層名	最大想定 マグニチュード	位置	断層の 長さ	発生確率	
				30年以内	100年以内
庄内平野東縁断層帯	7.5	遊佐町～旧藤島町	約38km	0～6%	0～20%

※平成17年4月公表の県総合防災課資料による。

県が調査した想定される地震における被害想定について表-2に示す。

（表-2） 県内断層帯の被害想定調査結果一覧表

	庄内平野東縁断層帯
想定マグニチュード	M7.5
建物全壊	4,349 棟 (全壊率 9.3%)
建物半壊	8,419 棟 (半壊率 18.0%)
死者	377 人
負傷者	3,196 人
避難者	13,243 人

注) 発生ケースは冬季の早朝を想定

(県総合防災課資料による)

(2) 耐震化の現状

① 一般住宅

平成25年住宅・土地統計調査(平成25年10月1日現在、総務省統計局 平成27年2月公表)の結果を基にした推計によると、市内には空家を除く住宅総数 37,650 戸があり、そのうち、現行の耐震基準が適用された昭和56年6月1日の前(以下、昭和56年以前とする)に建築された住宅が 16,480 戸で、全体の 43.8%を占めている。(表-3)

構造別では、木造戸建住宅が 34,800 戸で住宅総数の 92.4%と高い比率を占め、その中でも、昭和56年以前に建築された木造戸建住宅は 15,880 戸あり木造住宅の 45.6%を占め、木造戸建住宅の耐震化が喫緊の課題になっている。

県が簡易診断により実施した耐震実態調査及び無料耐震診断等の結果によると、昭和56年以前建築の住宅であっても、比較的耐震性を満たすと推定される木造戸建住宅が 31.9%ある。(表-4)

このことから、木造戸建住宅については、昭和56年以前に建築された 15,880 戸の内、耐震診断を実施すると耐震性があると考えられる推定値を 30%にすると約 4,760 戸が耐震性を満たすと推定される。また、平成25年までに耐震改修工事を実施した 590 戸が推計されており、耐震性を満たすと考えられる木造戸建住宅は昭和56年6月1日以降(以下、昭和57年以降とする)建築の 18,920 戸と合わせて 24,270 戸で、木造戸建住宅の耐震化率は約 69.7%と推定される。

非木造等の住宅は、表-3 の推計から戸建住宅・共同住宅等を合わせて 2,850 戸があり、昭和56年以前に建築された 600 戸の内、耐震診断を行うと耐震性を満たすと考えられる国の推定値 76%で算定すると、460 戸の住宅が耐震性を満たすと推定され、耐震性を満たすと考えられる住宅数は、昭和57年以降建築された 2,250 戸と合わせて 2,710 戸で、耐震化率は 95.1%と推定される。

したがって、酒田市の平成25年10月1日時点における住宅(木造・非木造を含む)耐震化状況については、昭和57年以降に建築された住宅 21,170 戸と昭和56年以前に建築された住宅で耐震診断及び耐震改修工事の実施により耐震性があると考えられる木造戸建住宅 5,350 戸、非木造等 460 戸を合わせると、耐震性を満たすと考えられる住宅は 26,980 戸で、耐震化率は 71.7%と推定される。(表-5)

※ 耐震化：耐震改修・建替え等により耐震関係規定に適合する等、建築物の耐震性を満たすこと。

※ 耐震化率：対象建築物総数に対する耐震性を満たす建築物の比率

(表-3) 平成15年・25年住宅・土地統計調査結果(住宅の建設年代別戸数) (単位:戸)

建設年代	H15		H25	
	戸建木造住宅	左記以外の住宅	戸建木造住宅	左記以外の住宅
～昭和25年(～1950)	2,930	40	3,520	30
昭和26年～昭和35年(1951～1960)	5,500	400	3,140	120
昭和36年～昭和45年(1961～1970)	8,760	860	8,580	450
昭和46年～昭和56年(1971～1981)*	370	50	300	0
不祥 昭和56年以前按分	310	30	340	0
(昭和56年以前 小計)	17,870	1,380	15,880	600
	19,250 (49.4%)		16,480 (43.8%)	
昭和57年～平成12年(1982～2000)	15,870	1,630	13,200	1,070
平成13年～平成15年(2001～2003)	1,970	280	—	—
平成13年～平成17年(2001～2005)	—	—	2,530	830
平成17年～平成25年(2005～2013)			2,770	320
不祥 昭和57年以降按分			420	30
(昭和57年以降 小計)	17,840	1,910	18,920	2,250
	19,750 (50.6%)		21,170 (56.2%)	
合計	35,710	3,290	34,800	2,850
	39,000 (100%)		37,650 (100%)	

注) 戸建て木造以外の住宅には、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、その他、長屋、共同住宅が含まれている。

* 統計調査の「昭和46～55年」住宅数に新耐震基準適用(昭和56年5月31日)以前着工住宅数を加算。

(表-4) 昭和55年以前建築木造住宅の耐震診断結果

	診断件数	耐震性を満たす	耐震性が不十分
平成15年度 耐震実態調査	51件	8件(15.7%)	43件(84.3%)
平成16年度 無料耐震診断	27件	15件(55.5%)	12件(44.5%)
平成17年度 無料耐震診断・診断事業	179件	59件(33.0%)	120件(67.0%)
計	257件	82件(31.9%)	175件(68.1%)

※ 市の診断件数が少ないため、県の推定を採用する。

(表-5)住宅の耐震化率の推定 (平成25年) (平成25年住宅・土地統計調査結果からの推定)

住宅総数 戸建て 34,800 戸 共同住宅等 2,850 戸 計 37,650 戸	昭和57年以降 戸建て 18,920 戸 共同住宅等 2,250 戸 計 21,170 戸	耐震性を満たす 戸建て 24,270 戸(69.7%) 昭和57年以降 18,920 戸 昭和56年以前 耐震性を満たす 4,760 戸 改修済み 590 戸	
	昭和56年以前 戸建て 15,880 戸 共同住宅等 600 戸 計 16,480 戸	耐震性を満たす 戸建て 4,760 戸(30%)※1 共同住宅等 460 戸(76%)※2 計 5,220 戸 改修済み 戸建て 590 戸 共同住宅等 0 戸 計 590 戸	共同住宅等 2,710 戸(95.1%) 昭和57年以降 2,250 戸 昭和56年以前 耐震性を満たす 460 戸 改修済み 0 戸 計 26,980 戸 (71.7%)
			耐震性が不十分 戸建て 10,530 戸(30.3%) 共同住宅等 140 戸(4.9%) 計 10,670 戸 (28.3%)

※1 県の推計割合 (簡易耐震診断より)

※2 国の推計割合 (統計値)

② 市施設

市が所有する施設には、多くの防災活動拠点や多くの住民が利用する重要な施設などがあり、耐震改修促進計画の対象となる施設総数（平成28年3月31日現在）は、268施設でそのうち、小中学校等が66施設で約1/4を占めている。

昭和56年以前に建築された市の施設は、88施設で全体の32.8%で、その耐震診断実施率は、72.7%、耐震化率は85.1%となっている。

（表—6）酒田市有施設 施設区別耐震改修等状況

平成28年3月31日現在

施設区分	全施設			S56年耐震診						耐震診 断未実 施の施 設数(I =C-D)	耐震化 済の施 設数(J =B+E +G)	耐震化 未実施 施設数 (K=H +I)	耐震診断 実施率(D /C)	耐震化率 (J/A)
	数(A)	S57	S56	以前建築 の全施設 数に占め る割合 (C/A)	断実施 済の施 設数 (D)	改修等 不要な 施設数 (E)	改善等 必要な 施設数 (F)	改修済 の施設 数(G)	改修未 実施の 施設数 (H)					
		年以降 建築施 設数 (B)	年以前 建築施 設数 (C)											
① 庁舎等	7	7	0	0%	0	0	0	0	0	0	7	0	0%	100%
② 消防本部・消防署	10	6	4	40.0%	4	3	1	0	1	0	9	1	100%	90.0%
③ 医療機関	1	1	0	0%	0	0	0	0	0	0	1	0	0%	100%
④ 小中学校等	66	45	21	31.8%	21	4	17	13	4	0	62	4	100%	93.9%
⑤ 公民館等	34	27	7	20.6%	3	0	3	3	0	4	30	4	42.9%	88.2%
⑥ 福祉施設	9	4	5	55.6%	2	1	1	0	1	3	5	4	40.0%	55.6%
⑦ 文化・社会・体育施設	33	23	10	30.3%	7	0	7	1	6	3	24	9	70.0%	72.7%
⑧ 公営住宅	42	21	21	50.0%	21	20	1	1	0	0	42	0	100%	100%
⑨ その他の施設	66	46	20	30.3%	6	1	5	1	4	14	48	18	30.0%	72.7%
合計	268	180	88	32.8%	64	29	35	19	16	24	228	40	72.7%	85.1%

※対象施設は、木造以外の2階以上または延べ面積200㎡を超えるもの。

※学校は、校舎と体育館を別施設の扱いとする。

※同一敷地内で、用途上不可分のものは、同一施設扱いとする。

※用途廃止した施設、市民の利用及び職員の継続利用が少ない施設を除く。（ただし、地震時の避難所指定の施設は対象とする。）

（3）耐震改修等による用途別耐震化率目標設定

庄内平野東縁断層帯で想定されている地震による被害想定が極めて多大であり、住宅、建築物の耐震化は、地震被害の減災対策として非常に重要であるため、国の基本方針及び山形県建築物耐震改修促進計画を勘案した耐震化率目標とする。

① 一般住宅

阪神・淡路大震災の死者数約5,500人のうち、88%は、家屋、家具等の倒壊による圧迫死と言われている。

そのため、一般住宅の耐震化率の向上は、喫緊の課題である。

■ 住宅の耐震化率目標

住宅の平成32年度における耐震化率目標を95%とする。

平成25年度耐震化率	平成32年度耐震化率目標
71.7%	95.0%

		平成25年推計値			平成32年目標値
住宅総数		37,650 戸			36,000 戸
	うち耐震性を満たす	26,980 戸	71.7%	⇒	34,200 戸
	うち耐震性が不十分	10,670 戸	28.3%		1,800 戸
					5.0%

耐震改修必要戸数

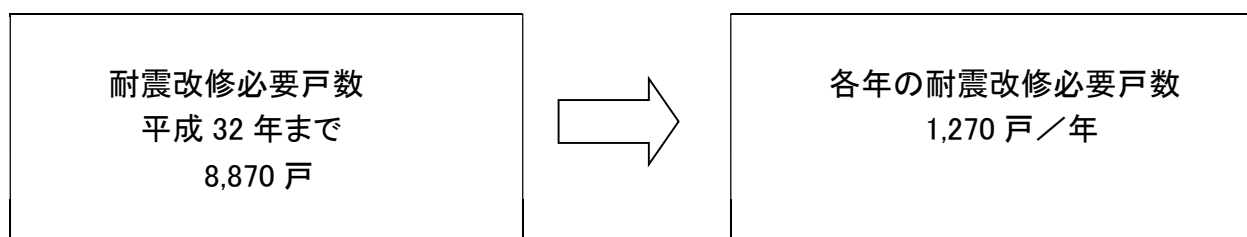
$$10,670 \text{ 戸} - 1,800 \text{ 戸} = 8,870 \text{ 戸}$$

(非木造、共同住宅等)		平成25年推計値			平成32年目標値
		2,850 戸			1,380 戸
	うち耐震性を満たす	2,710 戸	95.1%	⇒	1,320 戸
	うち耐震性が不十分	140 戸	4.9%		60 戸
					4.3%

(戸建木造住宅)		平成25年推計値			平成32年目標値
		34,800 戸			34,620 戸
	うち耐震性を満たす	24,270 戸	69.7%	⇒	32,880 戸
	うち耐震性が不十分	10,530 戸	30.3%		1,740 戸
					5.0%

■ 目標達成のために必要な戸数

目標とする耐震化率95%を達成するためには、平成25年推計値の耐震性が不十分の10,670戸から平成32年目標値の耐震性が不十分の1,800戸を差し引いた、8,870戸が耐震改修必要戸数である。平成25年から平成32年度までの7年間における各年の耐震化改修必要戸数は、除却や建替等を含め、平均で1,270戸必要である。



② 市施設

市の施設は、災害時の防災活動、災害支援の拠点であり、多くの市民が利用する重要な施設である。防災活動拠点施設、緊急輸送道路に面した施設など復旧活動等に大きな役割を担う施設についてより積極的に耐震化の促進を図る。

そのため、施設の耐震率の向上は重要な課題になっている。

市においては、耐震化率の目標達成のため、以下により耐震化の促進を図っていく。

A 庁舎等（庁舎・消防本部等）

災害時の防災活動の拠点施設であるため、耐震化が必要である。

施設数	平成27年度耐震化施設数	平成27年度耐震化率	平成32年度耐震化率目標	平成32年度耐震化目標施設数	耐震化必要施設数
17	16	94.1%	100%	17	1

B 医療機関（市立八幡病院）

災害時の救急・負傷者対応に重要な施設であるため、耐震化が必要である。

施設数	平成27年度耐震化施設数	平成27年度耐震化率	平成32年度耐震化率目標	平成32年度耐震化目標施設数	耐震化必要施設数
1	1	100%	100%	1	0

C 小中学校等（小学校・中学校）

児童・生徒の安全と地域の災害時における避難所となる施設であるため、耐震化が必要である。

施設数	平成27年度耐震化施設数	平成27年度耐震化率	平成32年度耐震化率目標	平成32年度耐震化目標施設数	耐震化必要施設数
66	62	93.9%	100%	66	4

D 公民館等（公民館・コミュニティセンター）

地域住民の集まる場所であり、災害時における避難所となる施設であるため、耐震化が必要である。

施設数	平成27年度耐震化施設数	平成27年度耐震化率	平成32年度耐震化率目標	平成32年度耐震化目標施設数	耐震化必要施設数
34	30	88.2%	100%	34	4

E 公営住宅

居住施設であり、入居者の生命を守るため、耐震化が必要である。

施設数	平成27年度耐震化施設数	平成27年度耐震化率	平成32年度耐震化率目標	平成32年度耐震化目標施設数	耐震化必要施設数
42	42	100%	100%	42	0

F その他（福祉施設・文化施設・社会教育施設・体育施設・上下水道施設等）

多数の市民が利用し、また、市民生活を営む上で重要な施設であるため、耐震化が必要である。

施設数	平成27年度耐震化施設数	平成27年度耐震化率	平成32年度耐震化率目標	平成32年度耐震化目標施設数	耐震化必要施設数
108	77	71.3%	95%	103	26

全体

施設数	平成27年度耐震化施設数	平成27年度耐震化率	平成32年度耐震化率目標	平成32年度耐震化目標施設数	耐震化必要施設数
268	228	85.1%	98.1%	263	35

（4）市有施設の耐震診断情報等の公表

市有施設の耐震診断結果について、随時公表を行う。

4 建築物の耐震診断・耐震改修の促進を図るための施策

（1）基本的な取組方針

住宅、建築物の所有者等が自ら耐震化に努めることを基本とし、国の補助事業等を活用しながら、県及び市は、住宅、建築物の所有者等が耐震診断、耐震改修、建替え等を計画的に行いやすいように環境の整備や必要な支援施策を講じ、本計画により施策の展開を図る。

建築物の耐震改修の促進にあたっては、県、市、建築関係団体及び所有者等が主体となって取り組む。

市は、「山形県公共施設等耐震化基本指針」（平成16年度策定）に基づき公共施設の耐震化の推進を図る。又、市の公共施設においては、市の要望により県が指定する耐震診断義務化となる防災拠点施設等の耐震改修を実施、地震による天井落下の安全性の確保のため、特定天井の耐震化を耐震改修時に実施する。

※防災拠点施設等：避難所や災害対策の拠点となる施設（市庁舎及び避難所等）。

※特定天井：吊天井で高さ6m・面積200㎡・重さ2kg/㎡をいずれも超えるもの。

（2）促進を図る市の支援策

耐震改修の支援のため、次の施策を行う。

- ・耐震相談窓口の充実を図る。
- ・木造住宅耐震診断士派遣事業により耐震診断の促進を図る。
- ・木造住宅耐震改修支援事業により耐震化の促進を図る。
- ・住宅改善支援事業等の活用により耐震化の促進を図る。
- ・危険ブロック塀等撤去支援事業等により道路面の危険ブロックの解消を図る。
- ・耐震化に関する情報、事業者情報等の情報提供を行う。
- ・大規模建築物耐震診断・改修支援事業により大規模建築物の耐震化の促進を図る。

(3) 地震時の通行を確保する道路

①地震時に建築物の倒壊により緊急車両の通行や市民の避難の妨げにならないように、耐震改修促進法第5条第3項第2号及び3号により指定された下記の道路の沿道建築物の耐震化を図る。

また、倒壊の恐れのある沿道建築物所有者は、耐震改修促進法第7条に基づき、耐震改修等の実施に努める。

・緊急輸送路

県地域防災計画で指定する主要な都市間・他県・防災拠点等に通ずる避難、救助等の物資の輸送、諸施設の復旧等応急対策活動上重要な道路で、沿道の建築物の耐震化が必要な道路。

・避難所に通ずる避難道路

市地域防災計画で指定する地域の避難所等に通ずる主たる道路で、沿道の建築物の耐震化が必要な道路。

②避難道路等の現況把握及び沿道住宅・建築物耐震化基礎資料の整備等

地震時において、緊急輸送路、避難所や防災拠点に通じる避難道路及びこの避難路に通じる細街路等を調査し、避難道路等沿道住宅、建築物耐震化基礎資料として整備する。

基礎資料等に基づき、避難道路等を閉塞する恐れのある住宅、建築物について、耐震診断及び耐震改修の促進を図る。

(4) 地震時にブロック塀等の倒壊から市民の安全を確保する避難路及び避難地

地震時にブロック塀等の倒壊により市民の安全及び避難の妨げにならないように、避難路及び避難地に面するブロック塀等の除却又は改修を推進する。

・避難路

市地域防災計画で指定する指定避難所及び指定緊急避難場所（地震・津波）周辺の一般交通の用に供する道路。

・避難地

市地域防災計画で指定する指定避難所及び指定緊急避難場所（地震・津波）。

5 建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発等

(1) 地震ハザードマップの活用

住宅や建築物の耐震化促進のためには、その地域で想定される地震や地震による被害等の可能性を市民に伝えることにより耐震化への意識を啓発することが重要である。

このことから、地震ハザードマップにより、地震による危険性の周知に努める。地震ハザードマップは、状況により随時見直しを行っていく。

(2) 相談体制整備・情報提供の充実

市の相談窓口では、耐震診断、耐震改修についての情報を提供し、技術的な事項については、専門機関の相談窓口を紹介する。

(3) パンフレット作成・講習会開催

① 県と協力し、広く市民に対して、耐震化への意識向上を図るためにパンフレットを作成し、住宅や建築物の耐震診断・耐震改修に関する知識や情報を提供する。ま

た、人が多く集まる公民館や自治会館等に耐震化促進のポスターを掲示しパンフレットも展示する。

- ② 住宅の耐震診断士を養成する講習会及び、耐震改修の工法や事例紹介等技術者向けの講習会を建築関係団体等の協力を得て開催する。
- ③ 県、市等が発行する広報誌やラジオ、テレビ等の媒体を活用し、耐震改修等事業や融資制度の活用等、広く市民に耐震化の啓発を行う。
- ④ 県と市は、住宅月間・建築防災週間等の期間において耐震化の推進を集中的に図る。

(4) 家具転倒防止策

阪神・淡路大震災の教訓を生かし、地震時における家具の転倒防止策についてパンフレット等を活用して市民に対策事例等を紹介し、自らできる地震対策への取組について普及啓発を図る。

(5) 自主防災会等との連携

自主防災会及び自治会を通じて、住宅、建築物の地震対策を進めることが重要であり、地域全体の課題として建築物等の耐震化を図る。また、通学路などの危険ブロック塀の解消への取組についての協力要請を行うとともに、公民館、自治会館において耐震相談会を実施する。

(6) 出前講座の活用

出前講座「映像による地震と住宅 地震からわが家を守ろう」等を活用し、耐震診断・耐震改修の必要性をPRし、耐震化の促進を図る。

6 建築基準法所管行政庁との連携

指導、助言、指示、公表等の実施

所管行政庁の県と協力しながら、耐震改修促進法により、耐震診断及び耐震改修の的確な実施を確保する必要があると認められる特定建築物の所有者に対して指導・助言を実施する。

7 その他関連施策の推進

山形県住宅・建築物地震対策推進協議会

住宅、建築物の耐震化を促進させるために官民が協働で対策にあたる必要があり、県、市及び建築関係団体で構成する山形県住宅・建築物地震対策推進協議会を活用し、耐震化の促進を図る。

- ・市民からの耐震診断や耐震改修補強工法の相談を実施する。
- ・建築士、施工者への講習会を開催する。
- ・耐震化に関する知識、情報を提供する。